

寒川町告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年11月1日

寒川町長 木村俊雄

- 1 都市計画の種類及び名称  
茅ヶ崎都市計画高度地区
  
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
寒川町大曲一丁目、岡田八丁目及び宮山地内
  
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
高座郡寒川町宮山165番地  
寒川町都市建設部都市計画課